北九州市週休2日試行工事(土木) 実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、建設業における担い手の確保・育成を図るための労働環境改善の取り組みとして、工事現場における週休2日を試行するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

- 第2条 この要領における用語の定義は、各号に定めるところによる。
 - (1) 週休2日

1週間当たり休日を2日確保し、現場を閉所することを基本とする。ただし、年末 年始(6日間)及び夏季休暇(3日間)は、この対象としない。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(3) 実施期間

工期(契約の翌日から工期末まで)の期間とする。

(試行対象工事)

- 第3条 対象工事は、北九州市が発注する当初予定価格が60,000千円以上の土木工事 (港湾、水道は除く)で、以下に該当した場合は除外することができる。
 - (1) 災害復旧工事
 - (2) 供用開始時期など工期末や現場条件(出水期、交通規制等)に制約がある工事
 - (3) その他の理由により、週休2日による施工の実施に適さない工事

(発注方式)

第4条 発注方式は、受注者希望型とする。契約後、受注者の希望により週休2日試行工事 を実施することができる。

(試行の流れ)

- 第5条 発注から竣工までの流れは以下のとおりとする。
 - (1) 発注者は、試行対象工事を発注する場合、設計書に「週休2日試行工事(土木)特記仕様書」を添付する。
 - (2) 受注者は、受注後速やかに「週休2日試行工事」の希望の有無について、打合せ簿により、発注者と協議するものとする。
 - (3) 受注者は、「週休2日試行工事」を希望する場合、施工計画書の「工事概要」の中で「週休2日試行工事」である旨を記載するとともに、工事現場の週休2日取得の計画が確認できる工程表を施工計画書に「計画工程表」として添付するものとする。

なお、協議の結果、「週休2日試行工事」を行わない場合は、本要領によらず施工するものとする。

(4) 受注者は、発注者が休日取得の確認ができるよう、「休日取得計画・実績表」(様式 1) を用いて前月中に計画を提出するとともに、翌月1週間以内に実績を提出するものとする。

なお、現場閉所予定日に作業を行う場合は、前後14日以内に振替を確保するもの とする。

(5) 休日や作業日を変更する場合は、前日までに発注者に申し出るものとする。

(6) 受注者は、公衆の見やすい場所に「週休2日試行工事」である旨を明示する。記載 内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

(記載例)

週休2日試行工事

この工事は、建設業の労働環境を 改善するため、週休2日の確保に取 り組む工事です。

発注者:北九州市○○局

受注者:〇〇〇〇

(7) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生 するような指示等は行わないものとする。

(現場閉所率の確認方法)

第6条 現場閉所率は、以下により求めることとする。

現場閉所率=現場閉所日(年末年始・夏季休暇を除く)/ 工期(年末年始・夏季休暇を除く)

(間接工事費等の補正)

第7条 間接工事費等の補正は、現場の閉所達成状況に応じて、以下に示す補正係数を乗じて、最終変更設計時に割り増し補正を行うものとする。

なお、労務費のうち、市場単価については補正の対象としない。また、現場閉所の達成 状況を確認後4週6休に満たないもの、および工事着手前に週休2日に取り組むことにつ いて協議が整わなかったものについては、変更の対象としない。

- (1) 4週8休以上(現場閉所率が8日/28日以上)労務費1.05 機械経費(賃料)1.04 共通仮設費1.04 現場管理費1.05
- (2) 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率が7日/28日以上8日/28日未満)労務費1.03 機械経費(賃料)1.03 共通仮設費1.03 現場管理費1.04
- (3) 4週6休以上4週7休未満(現場閉所率が6日/28日以上7日/28日未満)労務費1.01 機械経費(賃料)1.01 共通仮設費1.01 現場管理費1.02

(工事成績評定)

- 第8条 発注者は、週休2日の達成状況に応じて、工事成績評定により加点評価するものと し、達成できない場合であっても、減点評価しないものとする。
- 2 当初予定価格が60,000千円未満の土木工事であっても、受注者が希望し、第5条 (2)~(6)を実施した工事については、加点評価するものとする。

(その他)

- 第9条 受注者は、週休2日工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとし、検査日までに技術管理課へメールすることとする。
- 2 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この改定要領は、令和2年4月1日から施行し、設計書適用年版が令和2年4月1日基準の工事から適用する。